

弔慰金・見舞金規程

一般社団法人地域医療機能推進学会

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人地域医療推進学会の社員会員、一般会員（以下会員という）の福利厚生制度として実施する弔慰金制度及び見舞金制度について定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、会員のすべてに適用するものとする。

第2章 弔慰金

(死亡弔慰金)

第3条 会員が死亡した場合、死亡弔慰金として、別表 1 に掲げる金額を支給する。

(受給者)

第4条 第 3 条に定める弔慰金の受給者は、労働基準法施行規則第 42 条から第 45 条までに定める者とする。ただし、同順位者が 2 人以上ある場合において、同順位者の人数によって等分するのが適当でない認められる合理的理由があるときには、当会が適当と認めるものに支給することができる。

(弔慰金の支給制限)

第5条 次の各号に該当する場合、第 3 条に定める弔慰金は支給しない。

- (1) 会員が自殺した場合
 - (2) 第 4 条に定める受給権者の故意により会員が死亡した場合。ただし、その受給権者が第 4 条に定める受給権者の一部の受給権者であるときには、その残額を他の受給権者に支払う。
- 2 就業規則に規定する懲戒解雇の該当事由が存在する者については、第 3 条に定める弔慰金を減額し、または支給しない。

第3章 見舞金

(高度障害見舞金)

第6条 会員が別表3に定める高度障害状態に該当したときは、高度障害見舞金として、別表2に掲げる金額を支給する。

(受給者)

第7条 第6条に定める見舞金は、会員本人に支給する。

(見舞金の支給制限)

第8条 会員の故意により別表3に掲げる高度障害状態に該当したと認められるときは、第6条に定める見舞金は支給しない。

第4章 その他

(支給調整)

第9条 第6条に定める見舞金を支給した場合は、第3条に定める弔慰金は支給しない。

2 第6条に定める見舞金は、会員につき1回限り支給する。

(他の社会保険等との関係)

第10条 本制度による支給は、他の社会保険等とは別に支給する。

(支給申請手続)

第11条 第3条及び第6条に定める弔慰金または見舞金の支給は、当会の所定の手続きにより行う。

2 第3条及び第6条に定める弔慰金または見舞金の受給権者が当会の定める手続きを怠った場合は、当該弔慰金または見舞金の支給をしない。

(附則—1 実施日)

本規程は、平成27年6月1日より実施する。

別表 1 (死亡弔慰金)

社員会員・一般会員	給付額	50 万円
-----------	-----	-------

別表 2 (高度障害見舞金)

社員会員・一般会員	給付額	50 万円
-----------	-----	-------

別表 3 (高度障害状態)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 両眼の視力を全く永久に失ったもの2 言語または咀嚼の機能を全く永久に失ったもの3 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの4 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの5 両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの6 両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの7 1 上肢を手関節以上で失い、かつ 1 下肢を足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの8 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ 1 下肢を足関節以上で失ったもの |
|---|